



次回、証人尋問は1月16日(金)午後1時30～  
大坂地裁6F 609号法廷  
NO, XII  
発行日 2014年 11月 12日  
発行責任者 田植裁判闘争を支える会事務局

「田植裁判」証人尋問に向けての準備作業(10月22日)

# 尋問期日は1月16日に 被告側、証人にT課長を予定

： 昨年の5月10日が初公判となった当裁判も来年1月16日が尋問期日となり、いよ  
いよ大詰めを迎えることになった。被告会社の「全社員販売でI評価にしていない」と  
の「嘘」は、皮肉にも裁判の中で被告自らが嘘であることを証明することになった。こ  
： ころに至っては証人に立つであろうT課長には真実を語っていただきたい。それは、田植  
さんのみならず、高知の元同僚の方々の声でもある。

10月22日、大阪地裁において最終の準備作業が行われ、今後の日程で原告、被告双方が合意した。このことにより、当裁判最大の山場である証人尋問が来年1月16日、午後1時30分から4時までの間大阪地裁609号法廷で行われることが決定した。

証人には原告側は田植さん、被告側は3年前、田植さんに全社員販売額が“0”であることを理由にI評価を下したT課長が予定されている。

**田植裁判にカンパを・・・**  
支える会、西N関労からのお願いです。会員の皆様へのNEWSの郵送、パンフの無料配布、高知・大阪間の往復交通費等。ここにきて財政が窮迫する事態となりました。私たちは「田植裁判」を勝ち切りたいと思います。心苦しい限りですが、皆様にカンパをお願いする次第です。

今回の準備作業には田植さんが欠席したため、詳しいやり取りは掲載できないが、森代理人からの報告を要約すれば以下ようになる。

- ①会社側より準備書面8が提出されたが、当方より証人申請書を提出した。
- ②会社側書面に対する当方の反論は、準備書面ではなく陳述書で行う。
- ③会社側はT課長を証人申請する予定である。
- ④以降の日程として・・・
  - ◆11月21日までに双方が陳述書を提出する。
  - ◆来年1月16日(金)午後1時30分～4時を尋問期日とする。 以上

「決戦の時が来た」と言えば大袈裟だろうか。我々は評価も行わず、適当な理由でランク付けをするだけの評価制度を許すわけには行かない。尋問期日には多くの仲間の傍聴をお願いしたい。

# 言い訳ばかりの

## 被告準備書面 8

和解協議以降、被告からは準備書面が矢継ぎ早に提出されたが、今回は最後の準備書面となるNo. 8について考察してみたい。準備書面での被告主張については紙面の関係で詳細に記載できないが、是非とも田植裁判のホームページで確認して頂ければと思う。

被告準備書面8は田植さんの勤務状況を徹底的に批判し、裁判官の心情に訴えるものになっている。だが、その核心はおおよそ言い訳に等しいものだ。被告主張を大まかに要約すると・・・。

- ①ここでも量的側面の観点である「効率性」を質的側面で捉えている。
- ②「・・・の取り組みが見られなかった」との指摘を「業績が低いことを裏づけたものであり、行動を評価したのではない」・・・と言い訳をしている。因みに、準備書面8の結語では「・・・コンプライアンス強化を目標としていた当時の会社方針にも反する」としているが、会社方針の遂行も行動評価に属するものだ。結語で言い訳をご破算にってしまった。
- ③また、結語では田植さんのI評価が適正であったことは・・・客観的な資料から明確に裏付けられる、としている。要するにI評価の具体的な資料では無い、との言い訳で結ばれている。

以上のように、量的側面と質的側面、

総合評価と業績評価の区別も付けられなかったことを言い訳し、後出し資料で田植さんを悪者に仕立て上げたのが、今回の被告準備書面8の中身である。①～③については次回の支える会NEWSでより具体的な反論をしたいと思っている。

### そんなん知らん、聞いたこともない

被告会社は準備書面8においても資料乙8号（車両の運行記録とサービスオーダーを照合したもの）を持ち出し、田植さんの作業内容に不透明な個所があることを問題にしている。現時点でさえ分かっていないのだから、3年前の評価時点で分かるはずは無いのである。被告は「3年前に使用した資料ではなく、後から追加したものだ」と自ら暴露しているようなものだ。

因みに、田植さんの職場で車両を使用する10名の方に「T課長にこれと同じ資料で評価されたことがあるのか」と聞いたところ、全員が「知らない」「聞いたこともない」とのことであった。

田植さんのためだけに作成した、それも後付け資料のどこが客観的なのだろうか。

Aさん：会社の面子だけでやりゆう。V評価の者は四国で数人しかおらん。評価対象者が数人しかおらんが会社はどうするのか。

## 職場は見ている

- Bさん：T課長、証人尋問でなんて言うろう。俺が退職するまでに（裁判が）終わるかネヤ。
- Cさん：会社はもう参ったと言えやネヤ。T課長も会社にイエスばかりやのうて、刃向わんといかん。どうせ会社から見捨てられるに・・・。
- Dさん：和解で評価が変更になったら、評価制度自体がダメになる。だから和解しなかったのだから。評価される対象者は10年したら居らんなるぜ。
- Eさん：会社の主張はあべこべだ。結果（I評価）の原因を後から無理やりこじつけている。